受付年月日
23・9・20
受理年月日
23・9・29

付託	番　号	委員会名	分　割	番　号	委員会名
(有)	請願・(陳情) 第34号	都市建設	有 (無)		
無	第　号		決　定 (理由)	平成　年　月　日 基準第　号	

常盤台の景観と環境に関する陳情

紹介議員	印	印
	印	印
	印	印
	印	印

提出者
(代表者)

住　所　板橋区常盤台2-24-7

〔団体名〕ときわ台の景観を守る会　ときわ台まちづくり顧会

ふりがな　　すずき　ひろゆき

氏　名　代表　鈴木博之

外　1　名

署名　　名

板橋区議会議長　石井　勉　殿

２０１１年9月２０日

ときわ台の景観を守る会　ときわ台まちづくり委員会
代表　板橋区常盤台２－２４－７　　鈴木博之
板橋区常盤台１－１９－１４　近藤洋子

常盤台の景観と環境に関する陳情

日ごろの板橋区民のためのご努力に感謝します。

常盤台住民は、都市建設委員会に２００３年、２００７年と、常盤台に高さ制限条例の制定などを求め、５５４２名の署名による陳情を行い、審議をしていただきました。残念ながら継続審議の連続の結果、審議未了となっています。多数の署名者の民意は無視されています。引き続き同趣旨の陳情をいたしますので、必ず実りある審議を行い、区民の負託に応えられることを望みます。

１、 常盤台の価値

ご承知のように、昭和11年に東武鉄道により分譲されて以来、７５年の歴史のある街です。独特な都市計画がなされ、住民も良好な環境を守って来ました。新聞・雑誌・専門誌などで客観的な評価が確認できます。板橋区民全体の財産として、後世に良好な状態のまま引き継いで行きたい所です。

２、 景観と環境の破壊

現在、常盤台では幾つもの高層マンション計画が持ち上がり、すでに２棟は建ってしまいました。相次ぐ景観と環境破壊に対し、早急に手を打つことが求められています。この街は駅舎・ロータリーから始まる全体的な構想を持って作られました。駅前商業地域といえども常盤台の一部です。商業地域と住宅地とは密着しており、高島平のように緩衝地域が殆ど無く、高層建築物の影響は深刻です。この景観と環境が一旦破壊されれば回復するのは半永久的に困難です。

３、 東京都の景観重点地区指定

常盤台は、東京都の「しゃれた街並み作り推進条例」の保全型として「景観重点地区」に指定されています。私たちは地権者の三分の二以上の賛成を獲得という厳しい条件下、全くのボランティアの住民組織が、煩雑な確認作業まで自力で行いながら「景観ガイドライン」を作成、成立させ、「ときわ台しゃれ街協議会」が業者や建主と協議を続けています。板橋区が誇れる美しい街となるよう、努力しているところです。しかしながら、このガイドラインは法的拘束力のないもので、確信犯的に地元住民の意思を無視して利益だけを吸い上げ

ようとするディベロッパーを翻意させ、まちづくりの観点を共有してもらうなどということは不可能です。

４、 景観紛争

私たちは、２００３年、２００８年に起きた高層マンション問題では、不本意ながら裁判で争わざるを得なくなりましたが、東京地方裁判所は２００６年９月８日に、常盤台一・二丁目住民に対し、国立市民にと同じく、景観利益を認め、更に駅前の商業地域についてもその景観利益は及ぶという画期的な判断を下しました。その根拠には、住民の今までの様々な努力と共に、板橋区の「要保全地区指定」という、行政の姿勢もあげられています。

住民と共に、行政がこの街を本当の意味で保全し、それを第一歩として、他の板橋区内の町の景観の質を向上させていくことが、「活力ある緑と文化の板橋区」を作り出すのではないでしょうか。

以上から私たちは次の項目を陳情します。

第１項　常盤台（特に駅前）の景観と破壊の防止に有効な、なんらかの手立て（例えば：駅前を商業地域から近隣商業に用途変更するなど）を至急講じてください。

第２項　常盤台駅前に絶対高さ制限条例を制定してください。

第３項、常盤台のまちづくり運動に予算を付けて援助してください。

（住民は、講演やシンポジウムによる啓発運動・清掃・緑地帯や公園の緑の手入れ・ニュース配布などのまちづくり運動に、労力と資金を奉仕・提供しています）

以上

○都市建設委員会

陳情第３４号　常盤台の景観と環境に関する陳情　（継続審査分 23・９・29 受理）				
会派	賛否	１月２４日 結果：①③継続審査（５－３） ②継続審査（７－１）	賛否	４月１８日 結果：①③継続審査（５－３） ②継続審査（７－１）
自民党	継続審査	①～③最高限度高度地区については、今後慎重に議論していくべきである。また。住民が持つ「まちの景観を守ることにより自分たちのまちの価値が向上する」という感覚はディベロッパー側には無いため、両者の主義主張の違いを勘案し、他の自治体の例も参考にしながら今後議論していくべきである。継続審査を主張する。	継続審査	①～③最高限度高度地区については、行政と住民との間で景観に対する価値観の違いがある。区民が所有する土地など、個人資産の運用については、個人の自由であることが大前提であるため、今後は、地域における議論を大切にし、区として見守っていくべきである。また、今後の都市計画の進捗状況の経過についても、見守っていきたい。継続審査を主張する。
公明党	継続審査	①～③高層マンション等の建設が予定され、住民の中に景観を自分たちで守るという機運が出てきたことは非常に重要なことである。今後は、住民が主体となって、協議を行い、常盤台の景観に対する合意を得た上で、まちづくりを進めていくべきである。また、区の役割としては、住民が景観について真剣に考えるきっかけとなる情報を積極的に提供することである。引き続き検討したい。継続審査を主張する。	継続審査	①行政と住民が、常盤台景観重点地区の指定に向けて協議を行っており、区の特徴である常盤台の景観を後世に残していければ良いと思うが、議会として答えを出すことは難しい。継続審査を主張する。②区は高さ制限について、住民からの意見を斟酌しつつ、平成２６年度に予定されている都市計画決定を推進していくべきである。継続審査を主張する。③区からのまちづくりに対する予算援助については、原則として自分たちで賄うべきである。継続審査を主張する。
共産党	採択	①～③区は、本陳情のような住民の声を代弁した公権力の行使をするよう努力していくべきである。前回と同様の理由から採択を主張する。	採択	①～③町の景観を守ることにより自分たちのまちの価値が向上するという感覚はディベロッパー側には無く、今後、価値あるまちをつくるため、景観に関する規制を設けていくべきである。採択を主張する。
民主党	①③採択②継続審査	①③景観形成重点地区、最高限度高度地区、用途地区変更の制度が複雑に絡み合っているため、それぞれの制度を、区が住民に分かりやすく説明して、事業を実施していくべきである。採択を主張する。②最高限度高度地区指定に関する今後の議論を引き続き注視したい。継続審査を主張する。	①③採択②継続審査	①③常盤台景観重点地区の指定に向け、行政と住民が協議を行っている最中であり、住民との協議の場を設け、意見の集約を行うべきである。採択を主張する。②最高限度高度地区の今後の動きを注視していきたい。継続審査を主張する。
生活者ネット	①③採択②継続審査	①③景観は、日々変化していくため、早急に何らかの手立てを打つべきである。また、まちづくり運動をより活性化するため予算を付けて支援すべきである。採択を主張する。 ②現在、絶対高さ制限条例について議論が行われているため、その動向を注視したい。継続審査を主張する。	①③採択②継続審査	①③前回と同様の理由から採択を主張する。 ②平成２６年度の都市計画決定を目指して進めている中で、今年の７月に具体的な数値の説明会が住民に対し行われるとのことであり、その動向を注視していきたい。継続審査を主張する。
備考				